

江東区テイクアウト・デリバリー応援事業補助金受付中！

新型コロナウイルスの感染拡大により区内飲食店においてニーズの急増するテイクアウト・デリバリー商品の利用を促すため、飲食店が実施するテイクアウト・デリバリー商品の消費者還元策に対し区が助成することで、飲食店事業者への支援につなげます。

1. 申請要件

- (1) 申請日時点でことみせ登録店であること。
- (2) イートインスペースを有する店舗があること。
- (3) 営業に必要な許可等をすべて有していること。
- (4) テイクアウト又はデリバリーで提供する商品において、消費者還元策を令和2年4月1日以降に実施した飲食事業者であること。

★「消費者還元策」とは

消費者のテイクアウト・デリバリー利用を促進するような、消費者にとってお得な条件で商品を販売することです。

★「消費者還元策」の具体例

- (1) サービス品を提供

例：テイクアウト・デリバリーを注文いただいた方に、200円相当のコロックをサービス。

- (2) 特別価格での商品の提供

例：通常販売価格700円相当のお弁当をワンコインランチとして500円で販売する。

※例示以外の消費者還元策を実施した、もしくは実施する場合は、**申請前に必ず個別にご相談ください。**個別の相談がない場合、補助対象外となります。

2. 補助金額

1店舗当たり**上限10万円**（1,000円未満切り捨て）で、消費者還元部分の金額。※申請は上限に達するまで複数回可能です。

3. 申請手順、申請期限等詳細について



江東区のホームページに掲載。申請用紙等もダウンロードが可能です。
※トップページ→新型コロナウイルス感染症関連情報→区内事業者の皆様へ→江東区テイクアウト・デリバリー応援事業補助金よりアクセスしてください。申請書は経済課の窓口にもございます。

4. 問合せ先

江東区地域振興部経済課商業振興係

TEL 03-3647-9502 / FAX 03-3647-8442

※ご質問等はメールでも受け付けます。アドレス：0602070@city.koto.lg.jp

